

津工場敷地の土壌・地下水調査結果と今後の方針について

このたび弊社津工場の敷地内において、土壌に三重県生活環境の保全に関する条例施行規則で定める「土壌及び地下水の特定有害物による汚染に関する基準」を上回るトリクロロエチレンが検出されました。現在までに判明した調査結果と今後の方針および進め方についてお知らせいたします。

1. 対象の土地

住友ベークライト株式会社津工場 津市高茶屋五丁目 7 番 1 号

同工場は当地で昭和 40 年に操業を開始し、平成 21 年 9 月の工場閉鎖までプラスチック成形品等の製造を行なっていました。現在、建屋等の解体を実施中です。

2. 調査結果

工場の閉鎖を契機として、敷地の土壌調査および地下水調査を実施しました。事業所内の 11 地点でボーリングを行い採取した 127 検体の土壌調査を実施したところ、トリクロロエチレンについては 14 検体で検出され、そのうち 1 検体が上記基準値 0.03mg/L(土壌溶出量)を超え、0.056mg/L が検出されました。

また、1, 1 - ジクロロエチレンについては 2 検体で検出され、シス - 1, 2 - ジクロロエチレンは 8 検体で検出されましたが、いずれも基準値を超えることはありませんでした。

さらに、基準値を超過した区画において地下水を調査した結果、トリクロロエチレンは検出されず、地下水汚染がないことを確認いたしました。

調査の結果については、行政当局へすみやかに報告いたしております。

3. 使用実績

当該地においては、平成元年に法令で規制される前にトリクロロエチレンを工場内で使用していたことがありますが、規制対象となって以降は使用しておりません。

4. 今後の方針および進め方

行政当局と緊密に連絡を取りつつ、基準値を超過した区画について、基準値以下となるよう土壌浄化工事をすみやかに実施いたします。

【本件に関するお問い合わせ先】

住友ベークライト株式会社 総務法務部 広報担当
Tel : 0 3 - 5 4 6 2 - 3 4 3 3